#### 秋田市自主防災組織防災資機材助成要綱

平成26年3月31日 市 長 決 裁

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 結成助成 (第2条-第5条)

第3章 活動助成(第6条-第9条)

第4章 コミュニティ助成事業補助 (第10条―第17条)

第5章 雑則(第18条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、市が自主防災組織(以下「組織」という。)に対して予算の範囲内で防災資機材を助成することおよび組織のうち財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成決定を受けた組織(以下「コミュニティ助成事業対象組織」という。)に対して、防災活動に必要な設備に係わる経費を補助(以下「補助」という。)することについて、必要な事項を定め、もって組織の育成および地域防災体制の充実を図ることを目的とする。

第2章 結成助成

(結成助成)

- 第2条 市長は、新たに組織が結成されたときは、当該組織に対して別表 第1に掲げる防災資機材を予算の範囲内で1組織当たり1回を限度とし て助成することができる。
- 2 助成基準は、原則として別表第2のとおりとする。

(結成助成の申請)

第3条 結成助成を受けようとする組織は、組織結成の届出の日から3年 以内において、自主防災組織結成助成申請書兼受領書(別記様式第1) を市長に提出しなければならない。ただし、助成の申請の期間が1月1 日から当該年の3月31日までとなる組織にあっては、事前に市長と協議 の上、当該期間の属する年度の翌年度の申請および助成の対象とするものとする。

(結成助成の決定および交付)

- 第4条 市長は、前条による申請書が到達したときは、その内容を審査し、 適当であると認めたときは、当該申請書が到達した日から30日以内に自 主防災組織結成助成決定通知書(別記様式第2)により申請した組織に 通知するものとする。
- 2 市長は、助成が決定した組織に対し、速やかに防災資機材の交付を行 うものとする。

(返還)

- 第5条 市長は、申請組織が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付した防災資機材の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

第3章 活動助成

(活動助成)

第6条 市長は、結成から市長が別に定める一定期間を経過し、かつ、積極的な活動を実施していると認められる組織に対し、市が指定する防災資機材(別表第1の11又は13として別に定める資機材)のうち1品を1組織当たり1回を限度として助成することができる。

(活動助成の申請)

第7条 前条の助成を受けようとする組織は、自主防災組織活動助成申請 書兼受領書(別記様式第3)に関係書類を添えて市長に提出しなければ ならない。

(活動助成の決定および交付)

- 第8条 市長は、前条による申請書が到達したときは、その内容を審査し、 適当であると認めたときは、当該申請書が到達した日から30日以内に自 主防災組織活動助成決定通知書(別記様式第4)により申請した組織に 通知するものとする。
- 2 市長は、助成が決定した組織に対し、速やかに防災資機材の交付を行

うものとする。

(返還)

第9条 活動助成に係る防災資機材の返還については、第5条の規定を準 用する。

第4章 コミュニティ助成事業補助

(コミュニティ助成事業補助)

第10条 市長は、コミュニティ助成事業対象組織に対して、コミュニティ 助成事業の助成決定額を1組織当たり1回を限度として補助することが できる。

(補助対象経費)

第11条 コミュニティ助成事業対象組織に対する補助対象経費は、財団法 人自治総合センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に規定 する助成対象経費とする。

(補助金額)

第12条 コミュニティ助成事業対象組織に対する補助金額は、コミュニティ助成事業実施要綱に基づき財団法人自治総合センターから助成決定を受けた金額とする。

(補助の申請)

第13条 補助を受けようとするコミュニティ助成事業対象組織は、前条の 補助金額において、市長が指定する日までに、補助金交付申請書(別記 様式第5)を関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助の決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査 の上、当該申請を受けた日から30日以内に補助の可否を決定し、補助金 交付決定通知書(別記様式第6)により、申請したコミュニティ助成事 業対象組織に通知しなければならない。

(補助の実績報告)

第15条 コミュニティ助成事業対象組織は、設備の整備が完了したときは、 完了後1箇月以内に、実績報告書(別記様式第7)を関係書類を添えて 市長に提出しなければならない。ただし、当該提出期限が事業が完了し た日の属する年度(以下「当該年度」という)の翌年度に当たる場合に あっては、当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

- 第16条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金額の確定通知書(別記様式第8)によりコミュニティ助成事業対象組織に通知するものとする。
- 2 コミュニティ助成事業対象組織は、前項の規定による通知を受けて補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第9)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、当該請求書 の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

- 第17条 市長は、補助金の交付を受けたコミュニティ助成事業対象組織が 次のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した補助金の全部又 は一部を返還させることができる。
  - (1) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 提出書類の虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市自主防災組織防災資機材助成要綱第6条の規定は、平

成29年5月15日以降になされた申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用 紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### (別表第1)

防災資機材	1品当りの点数
1. 防水シート	10点
2. 中型消火器(10型)	6 0 点
3. 多機能蛍光灯ランタン	80点
4. 大型消火器 (20型)	90点
5. 担架(折り畳み式)	140点
6. 携帯用拡声器(サイレン付き)	170点
7. 救助工具(箱収納式)	300点
8. 救急医療セット	
(20人用、ハードケース入り)	300点
9. 毛布(10枚パック)	350点
10. 救急医療セット	
(50人用、ハードケース入り)	600点
11. ワンタッチリヤカー	650点
12. テント (2間×3間)	820点
13. その他初期消火、救助、救護等	資機材の金額に
自主防災活動に必要な資機材	応じ換算

#### (別表第2)

町 内 会 の 世 帯 数	助成基準
50世帯未満	最大 420点相当
50世帯以上150世帯未満	最大 630点相当
150世帯以上300世帯未満	最大 840点相当
300世帯以上	最大1,050点相当

- 注1)世帯数については、結成届提出時の世帯数とする。
- 注2) 2以上の町内会の地域で一つの組織を結成した場合の世帯数は、 各町内会の世帯数の合計とする。
- 注3) 既に防災資機材の交付を受けた組織が未組織の町内会と合同で新たに一つの組織を結成した場合の世帯数は、既に防災資機材の交付を 受けた組織を除いた町内会の世帯数の合計とする。

自主防災組織結成助成申請書兼受領書 年月日 (宛先)秋田市長 ※助成決定 第 号 組織名 代住所 表氏名 者電話番号 結成届出 時世帯数 世帯

次のとおり、防災資機材の助成を申請いたします。

防災資機材	1 品当り点数	申請数量	計	受領数量
1. 防水シート	10点	枚	屯	
2. 中型消火器 (10型)	60点	긴다	屯	
3. 多機能蛍光灯ランタン	80点	ДП	坦	
4. 大型消火器 (20型)	90点	石口	屯	
5. 担架(折り畳み式)	140点	긴다	坦	
6.携帯用拡声器(サイレン付き)	170点	石口	屯	
7. 救助工具 (箱収納式)	300点	組	坦	
8. 救急医療セット(20人分)	300点	組	屯	
9. 毛布 (10枚パック)	350点	組	坦	
10. 救急医療セット (50人分)	600点	組	坦	
11. ワンタッチリヤカー	650点	石口	屯	
12. テント (2間×3間)	820点	張	坦	
13. その他初期消火、救助、救護等防災活動に必要な資機材	資機材の金額 に応じ換算			
		合 計	垃	

上記受領数量のとおり受領いたしました。

年月日組織名代表者氏名

自主防災組織結成助成決定通知書

 年
 月
 日

 ※ 助 成 決 定
 第
 号

組	織名		
代表者	住 所		
者	氏名		
		町内会の世帯数	世帯

秋田市長

次のとおり、防災資機材の助成を決定したので通知します。

防災資機材	1 品当り点数	申請数量	計	受領数量
1. 防水シート	10点	枚	点	
2. 中型消火器 (10型)	60点	<i>식</i> ㅁ	点	
3. 多機能蛍光灯ランタン	80点	石口	址	
4. 大型消火器 (20型)	90点	石口	塩	
5. 担架(折り畳み式)	140点	<i>식</i> ㅁ	塩	
6.携帯用拡声器(サイレン付き)	170点	石口	点	
7. 救助工具 (箱収納式)	300点	組	点	
8. 救急医療セット(20人分)	300点	組	塩	
9. 毛布 (10枚パック)	350点	組	点	
10. 救急医療セット(50人分)	600点	組	点	
11. ワンタッチリヤカー	650点	石口	点	
12. テント (2間×3間)	820点	張	塩	
13. その他初期消火、救助、救護等自主防災活動に必要な資機材	資機材の金額 に応じ換算		坛	
		合 計	点	

※配布の日時および場所は、追って通知しますので、この通知書を持参のうえ、 受領してください。 自主防災組織活動助成申請書兼受領書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

組	織名		
代	住所		
表	氏名		
者	電話番号	結 成 年 度	
	电 前 省 ケ	世帯数	

1次のとおり、防災資機材の助成を申請いたします。

防災資機材	個 数	備  考
	1 品	

- 2 添付書類
- (1) 前年度町内会活動計画書 ※町内会等で実施した防災訓練が確認できるもの
- (2) 今年度町内会等活動計画書

上記のとおり受領しました。

年 月 日

組 織 名

代表者氏名

年 月 日※助成決定第 号

住 所組 織 名代表者氏名

## 自主防災組織活動助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防災資機材の交付について、 下記のとおり決定したので、通知します。

秋田市長

記

- 1 防災資機材 1 品
- 2 助成条件
  - (1) 防災資機材の点検管理を十分に行うこと。
  - (2) 防災訓練等を1年に1回以上実施すること。

年 月 日

(宛先) 秋田市長

住 所組 織 名代表者氏名

### 補助金交付申請書

秋田市自主防災組織防災資機材助成要綱第13条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 2 添付書類
  - (1) 規約
  - (2) 年度事業計画および予算書
  - (3) 資機材管理運営規定
  - (4) 見積書
  - (5) 仕様書
  - (6) 土地登記簿謄本
  - (7) 公図
  - (8) 土地使用承諾書

(別記様式第6)

秋田市指令第 号

住 所組 織 名代表者氏名

#### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、秋田市自主防災組織資機材助成要綱第14条に基づき、金 円を補助する。ただし、下記の条件を守らなければならない。

年 月 日

秋田市長 穂 積 志

記

1 この補助金に係る実績報告書は、事業完了後1か月以内に秋田市長に 提出しなければならない。

ただし、当該提出期限が事業が完了した日の属する年度(以下「当該年度」という。)の翌年度に当たる場合にあっては、当該年度の末日までに秋田市長に提出しなければならない。

2 この補助金に係わる収入、支出等の関係書類は、当該年度の事業完了 後、10年間保存しなければならない。

年 月 日

(宛先) 秋田市長

住 所組 織 名代表者氏名

### 補助金実績報告書

年 月 日付け秋田市指令第 号で交付決定を受けた 事業について、事業が完了しましたので下記のとおり秋田市自主防災組織 資機材助成要綱第15条の規定により報告します。

記

1	総事	業	費			円
2	補助金	交付決策	定額			円
3	事業完	三了 年 月	月日	年	月	日

- 4 添 付 書 類
  - (1) 総事業費の積算関係書類
  - (2) 事業費の支払いが確認できる書類
  - (3) 管理運営規定
  - (4) 事業の完了が確認できる写真
  - (5) 予算書

(別記様式第8)

秋田市指令第 号

住所組織名代表者氏名

## 補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付について、 秋田市自主防災組織防災資機材助成要綱第16条に基づき、次のとおり補助 金交付額を確定したので通知します。

年 月 日

秋田市長 穂 積 志

補助金交付額

本通知を受けたときには、 年 月 日までに、補助金交付 請求書を提出してください。

担当:

# 補助金交付請求書

			¥						_			
	交	付	決	定	金	額						
				<i>L</i>	- /// //	/4b			ш	14-11-A		
とおり	請求	年度が			7 災 組;	織コミ	ユニ	アイ	<b></b>	佣 旫 筮	ことして	上記の
										年	月	日
(宛先 秋		市長										
,	, .				住	所						
						織名						
						き者名						印
【振込	、先】											
		金融	機関ク	名:				支	名:			
		預金	種別	: 普通	· 当	座口	座番	号:				
		(フリ	カ゛ナ)	:								
		口座	名義									